

## 直轄事業負担金制度改革について

### 1 維持管理費負担金について

#### (1) 維持管理費負担金の廃止

平成22年度から維持管理費に係る負担金制度を全廃する法案を今国会に提出。

法案本則で全廃。ただし、平成22年度限りの経過措置として、附則で特定事業に要する費用の負担を存続。

土地改良事業は、受益負担の観点から農家負担は維持し、都道府県負担は廃止。関連政令を改正。

#### (2) 経過措置

維持管理費のうち、安全性の確保等の観点から速やかに実施する必要がある特定の事業に要する費用について、平成22年度に限り地方負担金を存続。

特定の事業に係る地方負担金の規模は579億円。橋梁、トンネル補修事業などを中心に国において対象事業を精査中。

#### (3) 交付税措置

維持管理費負担金の廃止に伴い地方交付税が減少とならないよう、別途必要な需要額を確保。

#### (4) 流水占用料等の取扱

一級水系に係る流水占用料等の帰属の取扱は、引き続き検討。

### 2 直轄事業負担金の対象範囲の見直しについて

#### (1) 直轄事業負担金の業務取扱費の廃止

平成22年度から、直轄事業負担金の業務取扱費を廃止し、併せて公共事業に係る補助事業の事務費補助も廃止。

#### (2) 事務費補助の廃止に伴う地方財政措置

事務費補助の廃止に伴う地方負担については、起債(一般公共事業債等)で措置。充当残は単位費用で措置。

詳細は、財政課長内かんに記載。

### 3 直轄事業負担金制度改革について

総務省、財務省、農林水産省、国土交通省の大臣政務官からなる「直轄事業負担金制度等に関するワーキングチーム」により、負担金制度の廃止に向け、引き続き検討。

#### 《工程表(素案)のポイント》

平成21年度	予定額通知の内容の見直しと詳細な内訳書の提示
平成22年度	維持管理費負担金の廃止 直轄事業負担金の業務取扱費の全廃
平成22 ～ 25年度まで	マニフェストに沿って現行の直轄事業負担金制度の廃止とその後の在り方について結論を得る。このため、国WTにおいて、地方の声を聞きながら検討

### 4 本年度の負担金について

#### (1) 対象範囲の見直し

退職手当、営繕宿舍費は負担金の対象範囲から除外。

#### (2) 負担金の請求

負担金内訳書を各都道府県に提示・説明した後に請求予定。

国交省、農水省とも2月上旬に内訳書提示予定